

お知らせ掲示板

1 就職による異動届等の提出について

ご家族が就職により勤務先の健康保険組合等に参加した場合は、日立健保の扶養から外す手続きが必要です。

ご注意ください	
就職したその日から 日立健保の保険証は使えません	就職先の保険証が発行されても 日立健保の保険証は自動的に失効しません
就職した日以降に日立健保の保険証を使用した場合は、日立健保が負担した医療費を返還していただくことになります。また、日立健保の扶養から外す手続きが遅れてしまうと、遡って資格を失効することによる医療費返還等の手続きが煩雑になる場合があります。	

お手続きはこちらから	
一般被保険者（従業員）	日立健保ホームページ こんなときどうするの？>被扶養者が増えたとき/減ったとき
任意継続被保険者 特例退職被保険者	日立健保ホームページ こんなときどうするの？>被扶養者が増えたとき/減ったとき または 任継・特退専用コールセンター 0120-033-566（受付時間 平日8:50～17:20）

2 被扶養者における国内居住要件について

健康保険法の一部が改正され、2020年4月1日から被扶養者の認定要件として「日本国内に住所を有すること（以下、国内居住要件）」が明文化され、厳格な運用が示されました。

被扶養者として認定できる家族は、住民票が日本国内にある方に限定されます。

ただし、外国に赴任する被保険者に同行する家族、外国に留学をする学生等の一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に住所がない場合でも、例外として国内居住要件を満たすものとされます。

詳細は、日立健保ホームページ「こんなときどうするの？>被扶養者が増えたとき/減ったとき」をご参照ください。

1 2とも、ホームページの
こちらをクリック！



日立健保ホームページ

<http://www.hitachi-kenpo.or.jp>

こんなときどうするの？>

被扶養者が増えたとき/減ったとき

3 外字の取扱い終了について

日立健保ではこれまで、氏名および住所に JIS 第一・第二水準以外の文字が含まれる場合には、個別に文字（外字）を作成し、対応してまいりました。

政府方針により、一定規模以上の事業所に対して社会保険の届出に電子申請が義務化されるに伴い、個別に作成した文字（外字）は事務処理上支障をきたすため、2020年4月1日以降の新規資格取得者から取扱いを終了いたします。

現在氏名に外字が含まれている方については、2021年8月に事業所に登録されている文字もしくは類似文字へ変換のうえ、保険証の一斉更新を予定しております。該当者には2020年10月以降にあらためて通知いたします。

ご参考 代表的な外字

高	崎	廣	吉	徳	邦	濱	瀬	海
清	静	静	藤	菊	芳	茂	英	菅
隆	柳	槁	槁	片	原	角	面	真
羽	彦	今	昇	土	巢	恵	塚	琢
祥	祐	强	頼	禮	敏	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊	I	II	III

- ・外字とは、JIS 漢字コード第一・第二水準以外の日立健保において個別に作成した文字です。
- ・JIS 漢字コードとは、日本産業規格（JIS）に収録されている、漢字などの文字コードです。